

工事請負契約書第 26 条の積算上の取扱いについて

〔 平成 13 年 3 月 22 日 12 農振第 1690 号
農村振興局整備部長から
各地方農政局整備部長あて〕

一部改正 平成 18 年 3 月 30 日 17 農振第 2148 号
〃 令和 2 年 4 月 1 日 元 農振第 3400 号

工事の請負契約に係る契約書については、「工事の請負契約に係る契約書について」(平成 7 年 10 月 24 日付け 7 経第 1492 号農林水産事務次官依命通知)により通知されているところであるが、第 26 条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更)に関する積算上の取扱いは下記によられたい。

なお、「地方農政局工事請負契約書(模範例)第 20 条の積算上の取扱いについて」(昭和 53 年 8 月 10 日付け 53-48 構造改善局建設部長通知)は平成 13 年 3 月 31 日限りで廃止する。

貴管下都府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

記

1. 賃金又は物価の変動により請負代金額を変更する場合の変動後残工事代金額の算定は、労務単価、材料単価、機械器具損料単価、並びにそれらに伴なう現場管理費、共通仮設費及び一般管理費等の変動について行うものであり、歩掛の変更については考慮しないものとする。
2. 機械損料及び仮設材損料単価の変動に伴なう変動後残工事代金額の算定は次による。
 - (1) 機械損料及び仮設材損料単価の変更は、土地改良事業等請負工事機械経費算定基準(昭和 58 年 2 月 28 日付け 58 構改 D 第 147 号構造改善局長通知)、土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準(平成 13 年 3 月 22 日付け 12 農振第 1863 号農村振興局長通知)(以下「損料算定表」という。)に掲げる機種及び仮設材又はこれに類する機種等とする。
 - (2) 変動後残工事代金額の算定に当たっての機械損料及び仮設材損料単価は、残工事量確認日における損料算定表の運転 1 時間又は 1 日当たり損料及び供用 1 日又は 1 月当たり損料並びに 1 現場当たり修理費及び損耗費(以下「機械損料等単価」という。)とする。
 - (3) 前項にかかわらず、仮設材及び耐用年数 3.5 年以上の仮設備機械で、残工事量確認日前に現場に設置されたものの機械損料及び仮設材損料単価は、次式により求めた調整単価によるものとする。

$$\text{調整単価} = \text{変動前機械損料等単価} + \{ (\text{機械損料等単価} - \text{機械損料等単価に占める償却費相当額}) \\ - (\text{変動前機械損料等単価} - \text{変動前機械損料等単価に占める償却相当額}) \}$$

- (4) 損料算定表に掲げられていないものの機械損料単価は、当該機械と同種又は類似の機械の変動率等を用いて算定することができる。

[編注] 本趣旨を農林水産省農村振興局整備部長から北海道開発局農業水産部長、沖縄総合事務局農林水産部長及び森林総合研究所森林農地整備センター農用地業務部長あて参考送付されている。